

ききょうの里デイサービスセンター運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人茂木福寿会が開設するききょうの里デイサービスセンター（以下「事業所」という。）が行う指定通所介護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員、看護職員、介護職員及び機能訓練指導員（以下「生活相談員等」という。）が、要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対し、適正な指定通所介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の生活相談員等は、利用者の心身の状況等を踏まえて、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 1 名称 ききょうの里デイサービスセンター
- 2 所在地 芳賀郡茂木町大字飯1694番地

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する従業者の職種は次のとおりとする。

(1) 管理者

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うものとする。

(2) 生活相談員

(3) 看護職員

(4) 介護職員

(5) 機能訓練指導員

2 職務内容及び員数は、別表の通りとする。

3 1項に定める者のほか必要に応じ、その他職員を置くことができる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 1 営業日 月曜日から土曜日までとする。
- 2 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。
- 3 必要に応じ時間延長も可能とする。

(指定通所介護の利用定員)

第6条 利用定員は、25名とする。

(指定通所介護の内容及び利用料その他の費用の額)

第7条 指定通所介護の内容は次のとおりとし、指定通所介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定通所介護が法定代理受領サービスであるときは、介護保険負担割合証の定める割合の額とする。

- (1) 生活相談
- (2) 機能訓練
- (3) 入浴サービス
- (4) 食事サービス
- (5) 健康チェック
- (6) 介護予防・日常生活支援総合事業

2 次条の通常の事業の実施地域(茂木、市貝町、益子町)以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用は、次の額を徴収する。

- (1) 実施地域以外の地域から、片道おおむね10キロメートル未満200円
- (2) 実施地域以外の地域から、片道おおむね10キロメートル以上300円

3 昼食代は、700円(おやつ込)とする。

4 おむつ代は、1枚当たり150円とする。

(ただし、標準的な使用以外のものを提供した場合は、別に定める額を徴収する。)

5 その他、指定通所介護の提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であり、その利用者に負担させることが適当と認められる費用は、その実費を徴収する。

6 ご利用当日にキャンセルされる場合、キャンセル料として1日の利用料金の10%をいただくことがある。

7 第2項から第6項の費用の支払を受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払に同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の実施地域は、茂木町、市貝町、益子町の区域とする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第9条 サービス利用に当たっては、次のことに留意する。

(1) 利用者は、管理者や生活相談員他の職員などの指導によるサービスを励行する。

(2) 秩序、風紀を乱してはならない。

(緊急時等における対応方法)

第10条 生活相談員等は、指定通所介護を提供中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(非常災害対策)

第 1 1 条 事業所は、非常災害に関する具体的計画を策定し、防火管理者を配置して、毎年度定期的に避難、救出訓練及びその他の必要な訓練を実施する。

(「非常災害に関する具体的計画」とは、消防法施行規則第 3 条に規定する消防計画及び風災害、地震の災害に対処するための計画をいう。この場合、消防計画の策定及びこれに基づく消防業務の実施は、消防法第 8 条の規定により防火管理者を置くこととされている指定通所介護事業所においては、その者に行わせること。また、防火管理者を置かなくてもよいこととされている指定通所介護事業所においても、防火管理者又は火気・消防等についての責任者を定め、その者に消防計画の樹立等の業務を行わせること。)

(利用者の心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立に資するよう妥当適切に行う。特に、痴呆の状態にある要介護者等に対しては、必要に応じ、その特性に対応したサービス提供ができる体制を整える。)

(その他運営に関する重要事項)

第 1 2 条 事業所は、従業者の資質の向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

(1) 採用時研修 採用後 3 か月以内

(2) 継続研修 年 6 回

- 2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は社会福祉法人茂木福寿会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成 1 2 年 4 月 1 日から施行する。

第 7 条 3 項については、平成 1 3 年 1 月 1 日より施行する。

第 5 条 2 項については、平成 1 5 年 4 月 1 日より施行する。

第 7 条 1 項については、平成 1 6 年 4 月 1 日より施行する。

第 6 条については、平成 1 7 年 4 月 1 日より施行する。

第 7 条 2 項 (1) (2) については、平成 1 7 年 4 月 1 日より一部訂正する。

第 7 条 3 項については、平成 1 7 年 1 0 月 1 日より施行する。

第 7 条 1 項 (6) については、平成 1 8 年 4 月 1 日より施行する。

第 4 条 3 項、第 6 条については、平成 2 4 年 7 月 1 日より施行する。

第 4 条 3 項、第 5 条 2 項については、平成 2 7 年 4 月 1 日より施行する。

第 7 条 1 項については平成 3 0 年 8 月 1 日より施行する。

第 4 条及び第 7 条 1 項については、令和 2 年 2 月 1 0 日より施行する